



「ひとり親家庭サポートブック」
はこちらから

ひとり親家庭等の制度【板橋区】

※各項目の詳しい内容（申請方法など）については、担当・問合せにご相談いただくか、左のコードから「ひとり親家庭サポートブック」をご覧ください。

基準日：令和7年4月1日
＜発行：福祉部生活支援課＞

令和7年3月24日改定

種 類			実施主体	制 度 の 概 要 等		担当・問合せ	
相談	いたばしひとり親家庭（離婚前含む）相談窓口		区	区内在住のひとり親家庭の方、離婚を考えている保護者の方を対象とした相談窓口です。また、ひとり親家庭等の方を対象としたセミナーを実施しています。 電話または二次元コード(右)から、以下の相談予約ができます。			・いたばしひとり親家庭相談窓口 板橋区栄町36ー1 グリーンホール4階 ☎ 03-6909-6205 
				①総合相談：生活や離婚前後の問題など、相談内容に応じて必要とする様々な支援や窓口をご案内します。		月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）、 第2日曜日 9～17時（火曜日は19時まで）	
				②家計相談：家計やお金に関する全般について専門相談員（ファイナンシャルプランナー）が相談を承ります。			
				③法律相談：離婚前後で考える法律問題について、離婚前後の問題に詳しい弁護士が相談を承ります。		第2日曜日 9時30分～13時30分 第4木曜日 13時～17時	
手当	児童育成手当		区	◆対象者：父または母がいない（父または母が心身に重度の障がいのある場合などを含む）18歳になった最初の3月までの児童（4月1日生まれは3月31日で1歳繰り上げ） ※受給要件等、詳細は担当までお問い合わせください。			・板橋区役所 子育て支援課子どもの手当医療係 ☎ 03-3579-2477 ・赤塚支所住民サービス係 ☎ 03-3938-5113
	児童扶養手当		国	◆対象者：父または母がいない（父または母が心身に重度の障がいのある場合などを含む）18歳になった最初の3月までの児童 ただし、中度以上の障がい有する児童は20歳未満が対象 ※受給要件等、詳細は担当までお問い合わせください。			
優遇措置	交通	都営交通乗車券(都バス・都営地下鉄など)	都	◆対象者：児童扶養手当受給世帯のうち、1人 ※生活保護を受給している方は、各福祉課での手続きとなります。			・板橋区役所 子育て支援課子どもの手当医療係 ☎ 03-3579-2477 ・赤塚支所住民サービス係 ☎ 03-3938-5113
		JR通勤定期券の割引	JR	◆対象者：児童扶養手当受給世帯			
		区営自転車駐車場使用料の減免	区	◆対象者：生活保護受給世帯、児童扶養手当受給の方 ※自転車駐車場の案内等、詳細は担当までお問い合わせください。			・土木計画・交通安全課 自転車対策係 ☎03-3579-2517
	水道	水道・下水道料金の免除	都	◆対象者：児童扶養手当受給世帯			・水道局板橋営業所 ☎ 03-5248-6365 ・水道局練馬営業所 ☎ 03-5987-5330
	ゴミ	粗大ごみ収集手数料の免除	一	◆対象者：児童扶養手当受給世帯			・粗大ごみ受付センター ☎ 03-6747-9353
食品配付	食からつながる応援プロジェクト		区	経済的な理由により支援を必要とするひとり親世帯や多子世帯を対象に、食品配付会を開催しています。 ◆申込方法：専用申込フォーム(二次元コード)または電話 03-3964-0236 ※概ね1か月前から受付開始 ※事前申込制です。詳細はホームページをご覧ください。			社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 板橋区板橋2-65-6 地域福祉課 居場所づくり推進係 ☎03-3964-0236  いたばし子どもの居場所 ホームページ 街かどフードパントリーの登録について ・いたばし暮らしのサポートセンター ☎ 03-6912-4591（板橋本部） ☎ 03-6904-1332（赤塚分室） ☎ 03-5948-7088（志村本部） ☎ 03-6909-6205（ひとり親家庭相談窓口） ※登録以外の件については、板橋区社会福祉協議会にご連絡ください
	食品・相談支援事業（街かどフードパントリー）		区	ひとり親家庭などの生活がお困りの方に対し食品支援・相談支援を行います。いたばし暮らしのサポートセンターにて利用登録が必要です。食品の受け渡しは板橋区情報処理センター（板橋区板橋2-65-6）1階ロビーにて行っています。 ◆対象者：①ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）医療証をお持ちの方であり、かつ、いたばし暮らしのサポートセンターで生活にかかる相談をする方 ②いたばし暮らしのサポートセンターで生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援を受けている方（新たに自立支援の申し込みをする方を含む。） ③いたばし暮らしのサポートセンター併設のひとり親家庭相談窓口で、相談をする方			
子ども食堂等	子どもの食・居場所支援事業		区	子どもがひとりでも立ち寄れる子ども食堂（弁当配付）や学習支援、多世代交流などの子どもの居場所をホームページに掲載しております。 また、子どもの居場所MAPも配付しています。			・子どもの学習・生活支援事業(まなびのひろば けやきば) ☎ 03-6273-0796 ※お問い合わせの際は、「けやきばの件」とお伝えください。 ・教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育推進係 ☎ 03-3579-2633 
学習支援等	子どもの学習・生活支援事業 まなびのひろば けやきば		区	家庭・学習環境に困りごとを抱えている世帯を対象に、①子どもに対する学習支援 ②居場所の提供 ③家庭に対する相談支援や訪問支援等を行います。 ◆対象者：①小学6年生、中学生、進級や卒業のために支援が必要な高校生、高校へ行っていない方 ②小学生から概ね18歳まで ③子ども及び保護者 ◆利用料：無料 ◆実施場所：お電話にてお問い合わせください。			
	中高生勉強会 学びi（あい）プレイス		区	中学生・高校生を対象に、大学生等のボランティアが勉強をサポートします。 ◆対象者：区内在住・在学の中学生・高校生(相当年齢の方を含む) ◆利用料：無料 ◆参加方法：開催中、以下の会場に直接お越しください。 ◆会場：①火曜：まなぼーと大原 18時～20時 ②水曜：高島平図書館 17時～19時 ③水曜：教育支援センター 18時～20時 ④木曜：中央図書館 17時～19時 ⑤金曜：まなぼーと成増 18時～20時 ⑥土曜：グリーンカレッジホール 14時～16時 ※お休みとなる日・期間もあるので、開催日は区ホームページまたはお電話で事前にご確認ください。			

種 類		実施 主体	制 度 の 概 要 等	担当・問合せ
自立支援・資格取得等	養育費確保支援補助金	区	子どもの生活に必要な養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申し立て、養育費保証料などにかかる経費を補助します。 ◆対象者(全てに当てはまる方):①板橋区に居住するひとり親世帯(離婚前も含む)の方 ②養育費の取り決めに係る経費を負担した方 ③養育費を受け取る方 ※ADRの1回目調停までにかかる費用の申請の場合を除く ④養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養している方 ⑤過去に同内容の補助金を受けていない方 ※対象費用や補助上限額等、詳細は担当までお問い合わせください。	お住まいの近くの福祉課 ・板橋福祉課総合相談係 板橋区栄町36－1 グリーンホール ☎ 03-3579-2322 ・赤塚福祉課総合相談係 板橋区赤塚6－38－1 赤塚庁舎 ☎ 03-3938-5126 ・志村福祉課総合相談係 板橋区蓮根2－28－1 ☎ 03-3968-2331
	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金制度	区	・ひとり親家庭等の父または母に対し、就職に有利な資格の取得を支援するものです。 ◆対象者:20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父または母(配偶者が心身の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者などを含む)で母子・父子自立支援プログラムを策定している者 ◆対象講座:教育訓練給付制度 厚生労働省指定教育訓練講座に該当する講座 ※インターネット「教育訓練給付制度 検索システム」で検索できます。 ※受給要件や支給額等、詳細は担当までお問い合わせください。 ※事前相談・受講開始前の指定申請が必要です。	
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等	区	就職に有利な資格を取得するため6か月以上養成機関で修業する場合、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金等を支給する制度です。 ◆対象者:20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父または母(配偶者が心身の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者などを含む)で児童扶養手当を受給しているまたは同等の所得水準の者(同等の所得水準を超えた場合でも1年に限り対象となる場合があります) ◆対象資格:看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・歯科衛生士・調理師・製菓衛生師、社会福祉士等 ※受給要件や支給額等、詳細は担当までお問い合わせください。	
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	区	高等学校卒業程度認定試験の合格をめざすひとり親家庭の親と子を支援するものです。この試験に合格することで、就職・転職の可能性が広がります。 ◆対象者:20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父または母(配偶者が心身の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者などを含む)及びひとり親家庭の20歳未満の子で母子・父子自立支援プログラムを策定している者 ◆対象講座:「高等学校卒業程度認定試験」の合格をめざす講座(通信制講座を含む) ※受給要件や支給額等、詳細は担当までお問い合わせください。 ※事前相談・受講開始前の指定申請が必要です。	
	ひとり親家庭母子・父子自立支援プログラム策定事業	区	策定員がプログラムを作成し、ひとり親家庭の自立に向けてサポートします。 ◆対象者:20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父または母(離婚前から支援が必要な者や配偶者が心身の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者などを含む) ※サポートの内容等、詳細は担当までお問い合わせくだ下さい。	
家事援助	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	区	小学校修了前のお子さんを養育しているひとり親家庭で、就労や一時的な病気等により、家事・育児にお困りの時にホームヘルパーを派遣します。 ◆派遣対象:区内在住の小学生以下の子どものいるひとり親世帯(配偶者が心身の障害により長期にわたって労働能力を失っている者などを含む)で以下のいずれかに該当している場合 ①ひとり親家庭の親または対象児童が一時的疾病の場合(感染症は除く)②親族等の冠婚葬祭にひとり親家庭の親が出席する場合 ③日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的疾病の場合④ひとり親家庭の親が技能習得のための通学、就職活動する場合 ⑤ひとり親家庭の親が夜勤、休日出勤、残業等の場合 ◆費用:所得制限はありませんが、所得により本人負担があります。 ※利用回数や利用時間等、詳細は担当までお問い合わせください。	
貸付	東京都母子及び父子福祉資金	都	◆対象者:6か月以上都内に在住し、母子家庭の母または父子家庭の父等で20歳未満の児童を扶養している方 ◆内容:経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金(例:子の進学資金など)として貸付。原則として連帯保証人が必要です。	
レジャー	ひとり親家庭休養ホーム事業	区	ひとり親家庭の親子が、遊園地等へ出かけられるように、ひとり親家庭休養ホーム事業として日帰り施設を指定しています。 ◆対象者:区内在住のひとり親家庭の親(配偶者が心身の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者などは除く)と18歳以下の子ども ◆手続:福祉課にひとり親家庭であることを証明する書類(児童扶養手当証書等)を提示し、利用券をお受け取りください。各施設の利用券に 記載されている方法でチケットと引き換えて入園してください。なお、不足額がある場合はチケット引き換え時にお支払いください。 ※指定施設、利用期間等詳細は担当までお問い合わせください。	